

平成 30 年 10 月

NORTEL NETWORKS【A3120】
(Nortel Networks Corporation)
—SEC 公正基金の分配金のお取扱い（2 回目）について—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、NORTEL NETWORKS に対する SEC（米国証券取引委員会）による民事手続きにより、このたび投資家救済のための基金から 2 回目の分配が実施されました。条件に該当するお客様には下記の通り分配金が支払われますのでご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 分配の内容

(1) 分配の内容

SEC は、NORTEL NETWORKS が 2000 年、2002 年および 2003 年に、同社収益についての虚偽の報告を行っていたとして、民事制裁金および投資家救済を求める手続きをニューヨーク州南部地区裁判所にて行いました。この結果、NORTEL NETWORKS 投資家のための公正基金が設立され、分配金の支払が行われました。

(2) 対象となる投資家

2000 年 10 月 24 日から 2001 年 2 月 15 日、および 2003 年 4 月 24 日から 2004 年 4 月 27 日の期間に、同社株式を買付し損失を被った投資家

2. 本件についてのお取り扱い

- ・弊社に入金した分配金は、上記第 1 項に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。
(円転レート=10/17 TTM-0.5 円 111.91 円/米ドル)
- ・お客様の口座への入金日は 2018 年 10 月 22 日となります。

3. その他

初回の分配金は 2015 年 9 月 2 日にお客様の口座へお支払いしております。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上
大和証券株式会社